

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二九〇)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(二九一)

○地域保健法施行令の一部を改正する政令(二九二)

○麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令(二九三)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行令(二九四)

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件

(法務四三〇)

○健康保険組合の名称を変更した件

(厚生労働五〇四)

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件(同五〇五)

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件(同五〇六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件

(農林水産二二四一)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件

(同二二四二)

○保安林の指定をする件(同二二四三)

○重要電源開発地点の指定に関する規程第四項第五項の規定に基づき重要電源開発地点として指定した件

(経済産業二八一)

○重要電源開発地点の指定に関する規程第七条第一項の規定に基づき重要電源開発地点の指定を解除した件

(同二八二)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通一〇八〇)

○水路測量の実施に関する件

(海上保安庁二〇四)

○船舶気象通報規程の一部を改正する件(同二〇五、二〇六)

○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境二二八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 国家公安委員会 警察
庁 金融庁 法務省 財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

○労働行為の通知の公表について(厚生労働省)

○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

○司法書士懲戒処分、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

○相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
○特殊法人等

○公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
○会社その他の

本号で公布された 法令のあらまし

法令のあらまし

○平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第二九〇号)(内閣府本府)
1 平成十八年五月二十三日から七月二十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。
2 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(二) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(三) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(四) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(五) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(六) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(七) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第二九一号)(文部科学省)
1 傷病等級ごとの障害等に係る規定等の整備
(一) 傷病等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第四条の二関係)

(二) 障害等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第五条関係)
(三) 介護補償に係る障害について、文部科学省令で定めることとした。(第六条の二関係)
(四) 遺族補償年金を受けることができる遺族の障害の状態について、文部科学省令で定めることとした。(第八条第一項第四号関係)

(五) 障害等級に該当する障害について、文部科学省令で定めることとした。(第八条第一項第四号関係)

2 改正後の第一条第三項及び別表(薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満及び十五年以上二十年未満である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。)の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 改正後の第四条の二、第五条、第六条の二(第二項中介護補償の金額に係る部分を除く。)、第八条第一項第四号、附則第一条の二第一項及び第二項並びに附則第一条の三第四項の規定は、平成十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償、障害補償、介護補償及び遺族補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償、障害補償、介護補償及び遺族補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 改正後の第六条の二第二項(介護補償の金額に係る部分に限る。)の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十二号

地域保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「小樽市」の下に、「八王子市」を加える。

附則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正)
第二条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中第七十二号を第七十四号とし、第四十一号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 二・四・五・トリメトキシニルメチルフェネチルアミン及びその塩類
第一条中第三十九号を第四十号とし、第十号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九一 (三)クロロフェニルピペラジン及びその塩類
第三条中第六十九号を第七十号とし、第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四十九号の次に次の一号を加える。

五十二 (ジ)フェニルメチルスルフィニルアセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成十八年政令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号の次に一号を加える改正規定中「第八号」を「第九号」に、「九二」(二)クロロフェニル)―ニ(メチルアミン)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類を「二二」(二)クロロフェニル)―ニ(メチルアミン)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」に改める。

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

御名 御璽

平成十八年九月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の九第一項、別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

(麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正)
第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和十八年政令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四二 (ジ)フェニルメチルスルフィニルアセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第四十八条の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付
- 二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付
- 三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- 四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付
- 五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書引渡し
- 六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 八 法百一十一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 九 前各号に掲げる事務に付随する事務

附則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

事 務 連 絡
平成18年9月13日

都道府県老人医療主管課長 殿

厚生労働省保険局
高齢者医療制度施行準備室

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成18年政令第294号。以下「令」という。）が平成18年9月13日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところである。

後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村によって処理される事務は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について」（平成18年9月13日保発第0913001号都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知）記2において、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務として通知したもののとおりであるが、当該事務の具体的内容については、令の各号に規定する事務ごとに、別添のとおりとする予定である。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）による省令委任事項（診療報酬に関するものを除く。）については、平成19年4月目途で厚生労働省令を制定する予定としており、当該省令において、別添中(6)の「法第54条第11項の規定により厚生労働省令で定める事項」、(7)の「法56条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続」及び(8)の「第111条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続」についても定めることとしている。当該省令に定められるこれらの事項及び手続の内容を踏まえ、これらの事項及び手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして広域連合の処理する事務から除かれる事務、すなわち、別添中(6)、(7)及び(8)の「被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの」については、令第6号、第7号及び第8号の規定に基づき、平成19年4月目途で、厚生労働省令により定めることとしている。

以上の点につき、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

＜照会先＞

○厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室

代表 03-5253-1111（内線 3198）

直通 03-3595-2090

【別添】

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第 50 条第 2 号の規定による認定に関する申請の受付（令第 1 号）
 - ・ 一定の障害の状態にある旨の認定に係る申請の受付
- (2) 法第 54 条第 1 項の規定による届出の受付（令第 2 号）
 - ・ 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受付
- (3) 法第 54 条第 3 項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第 8 項の規定により交付される被保険者証の引渡し（令第 3 号）
 - ・ 被保険者証の交付（再交付を含む。）の申請の受付
 - ・ 被保険者証（制度施行時における交付、転入時等における随時交付及び再交付に係るものを含み、更新時における交付に係るものを除く。）の引渡し
 - ・ 保険料の滞納についての特別の事情があると認められる場合の被保険者証の引渡し
- (4) 法第 54 条第 6 項及び第 9 項の規定による被保険者証の返還の受付（令第 4 号）
 - ・ 保険料を滞納している被保険者からの被保険者証の返還の受付
 - ・ 被保険者資格の喪失による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第 54 条第 7 項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し（令第 5 号）
 - ・ 被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の引渡し
- (6) 法第 54 条第 11 項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 6 号）
 - ・ 再交付後に見つかった返還されるべき被保険者証の返還の受付
 - ・ 資格証明書の再交付に係る申請の受付
 - ・ 保険料の滞納についての特別の事情に係る届出の受付
 - ・ 資格証明書の返還の受付
 - ・ 更新時の被保険者証の提出の受付
 - ・ 更新時の被保険者証の引渡し
 - ・ 更新時の資格証明書の提出の受付
 - ・ 更新時の資格証明書の引渡し
- (7) 法第 56 条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 7 号）
 - ・ 現役並み所得者の基準収入額の適用に係る申請の受付
 - ・ 一部負担金の減免に係る申請の受付

- ・ 一部負担金の減免に係る証明書の引渡し
 - ・ 療養費、特別療養費及び移送費の支給に係る申請の受付
 - ・ 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る申請の受付
 - ・ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に係る申請の受付
 - ・ 著しく長期にわたり継続して著しく高額な治療を要する疾病（以下「特定疾病」という。）の認定に係る申請の受付
 - ・ 特定疾病の認定に係る証明書の引渡し
 - ・ 特定疾病の認定に係る証明書の返還の受付
 - ・ 特定疾病の認定に係る証明書の再交付の申請の受付
 - ・ 低所得者の一部負担金に係る限度額の適用並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額（以下「限度額適用・標準負担額減額」という。）の認定に係る申請の受付
 - ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の引渡し
 - ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の返還の受付
 - ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の再交付の申請の受付
 - ・ 葬祭費の支給・葬祭の給付に係る申請の受付
 - ・ 給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付
- (8) 法第 111 条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 8 号）
- ・ 保険料の減免に係る申請の受付
 - ・ 保険料の徴収猶予に係る申請の受付
 - ・ 加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者からの保険料の減額賦課に係る申請の受付
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務（令第 9 号）
- ・ (1) から (8) までの規定に関する相談・照会への対応
 - ・ 受付をした申請・届出に係る書類並びに返還された被保険者証及び資格証明書の広域連合への送付



保総発第 0913001 号
平成 18 年 9 月 13 日

都道府県
各 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長



後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について

後期高齢者医療制度の実施に伴う準備に当たっては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の規約の作成、広域連合における条例及び規則の制定、保険料の決定等の業務が必要となるが、今般、当該準備業務に当たっての留意事項を下記のとおりお示しすることとしたので、これらを参考として準備業務を進めていただくよう、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図らねたい。

なお、本通知については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 後期高齢者医療広域連合モデル規約

広域連合の設立に当たっては、地方自治法第 284 条第 3 項に基づき規約を定める必要があるが、そのモデルは別添 1 のとおりである。

2 広域連合設立時に必要な条例・規則一覧

広域連合において設立時に必要な条例及び規則の標準的なものは、別添 2 に掲げる一覧のとおりである。

3 広域連合への情報提供に関する市町村の対応

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 138 条第 1 項において、広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者等の収入の状況等につき、市町村等に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨規定されている。

この規定に基づき、広域連合は、市町村の住基担当部局や税務担当部局に対して情報提供を求め、被保険者管理及び保険料賦課等を行うこととなるが、その際の市町村の対応については、現行の介護保険等における介護保険担当部局等に対する対応と同様の扱いである。

【別添 1】

後期高齢者医療広域連合モデル規約

モデル規約	備考
<p>(広域連合の名称) 第 1 条 この広域連合は、〇〇県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体) 第 2 条 広域連合は、〇〇県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域) 第 3 条 広域連合の区域は、〇〇県の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務) 第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第 1 に定める事務については関係市町村において行う。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目) 第 5 条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。</p> <p>(広域連合の事務所) 第 6 条 広域連合の事務所は、〇〇市内に置く。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律 (広域連合の設立) 第 48 条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。</p>

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、〇〇人とする。

【例1】

2 広域連合議員は、関係市町村の長又は副市町村長により組織する。

【例2】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

【例3】

2 広域連合議員は、関係市町村の議会において、関係市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 〇人
- (2) 市町村議会議員 〇人

(広域連合議員の選挙の方法)

【例1】

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長もしくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の〇分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会もしくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の〇分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。

3 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。

4 広域連合議員の当選人は、市町村議会における選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

議会の議員定数については、地方自治法第291条により規約に委ねられている。

広域連合議員の組織及び定数については、①構成団体の長又は副市町村長のみ、②構成団体の議会の議員のみ、③①と②の両方、のそれぞれのパターンが考えられる。

広域連合議員の選任は、規約で定めるところにより、広域連合の選挙人の投票による選挙(直接選挙)又は構成団体における選挙(間接選挙)によらなければならない(地方自治法第291条の5第1項)。

このモデル規約では、例として、第7条第2項の【例3】(広域連合議員を構成団体の長及び議会議員の両方で組織)の場合で、かつ、間接選挙による方法について示している。

【例1】

推薦を受けた候補者が、すべての関係地方公共団体の議会において選挙し、それぞれの選挙における得票数を累積したものにより当選人を決定する方法である。

【例 2】

第 8 条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、各関係市町村の議会において〇人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項の例による。

(広域連合議員の任期)

第 9 条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、第 8 条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第 12 条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 第 1 項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

【例 2】

広域連合の議会の議員数を、広域連合を組織する地方公共団体の議会ごとに割り振り、当該議会において議員が投票により選挙する方法である。

広域連合議員の任期については、地方自治法第 291 条の 4 により、規約に委ねられている。

広域連合長の選任については、地方自治法 291 条の 5 により、広域連合の選挙人の直接投票（直接選挙）又は構成団体の長による選挙（間接選挙）に限られている。

このモデル規約では、例として、間接選挙による方法を示している。

改正後の地方自治法第 168 条の規定に基づくものである。また、同法第 291 条の 4 第 4 項の規定により、関係市町村の会計管理者が兼職す

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び(都道府)県の支出金
 - (4) その他
- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合により、広域連合の予算において定めるものとする。

ることも可能である。

選挙管理委員会は、広域連合において必置機関であるが、その選任方法等については規約に委ねられている。
(地方自治法291条の4)

地方自治法施行令212条の4により監査を行う機関は必置と解される。

(補則)

第 18 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 5 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 20 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、□□□□にて行うものとする。

4 平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、「副市町村長」とあるのは「助役」と、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

選挙管理委員は議会において選挙によって選出されるため、初めての広域連合長選挙の場所について、定めたものである。

また、広域連合の設立後の広域連合長及び広域連合議員の選挙の実施期日については、間接選挙の場合、公職選挙法第 33 条第 3 項（設置の日から 50 日以内）の適用はない。

別表第 1（第 4 条関係）

○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付

○被保険者証及び資格証明書の引渡し

○被保険者証及び資格証明書の返還の受付

○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し

一部負担金の減免申請、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付についても、これに含まれる。